

## 「暴力団排除条例」の一部改正案の概要

### 1 改正の趣旨

本条例は、県民生活の安全と平穏を確保するとともに、県における経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成23年4月1日に施行され、官民一体となった暴力団排除活動を推進した結果、暴力団の資金源剥奪や構成員の拡大阻止に一定の効果が認められました。

しかしながら、六代目山口組と神戸山口組の抗争が継続的に発生するなど、本条例制定時から暴力団情勢が変化しており、県外暴力団組織が罰則規定のない当県に進出し、活動拠点として、暴力団事務所を開設することが予想されるほか、県内の主要な歓楽街や繁華街では、いまだに事業者が暴力団と交際し、その関係の遮断が図られていない実態も認められます。

そこで、現在の暴力団を取り巻く社会情勢の変化に応じた規制の強化が必要であると判断し、条例を改正して対応することとします。

### 2 改正の概要

#### (1) 「祭礼等における措置規定」の新設

祭礼、花火大会、興行等の主催者又は運営者に対し、行事運営に暴力団又は暴力団員を関与させないなど、必要な措置を講ずるように努めることを明記し、祭礼等における措置を定めるものです。

#### (2) 「暴力団事務所の開設及び運営禁止規定」及び「暴力団事務所への青少年立ち入らせ禁止規定」の新設

暴力団事務所の存在自体が、そこに入出入りする暴力団員の雰囲気と相まって、青少年健全育成に悪影響を及ぼすものであるほか、暴力団組織が暴走族や不良行為少年を組織に獲得することを目的に、勧誘活動を繰り返している実態が認められることから、青少年の健全育成に資する環境を整備するため、暴力団事務所の開設及び運営の禁止並びに暴力団事務所に青少年を立ち入らせる行為を禁止するものです。

#### ア 「暴力団事務所の開設及び運営禁止規定」の新設

##### (ア) 保護対象施設の周囲200メートルの区域内での暴力団事務所開設及び運営禁止

保護対象施設に学校、図書館、博物館、公民館、児童福祉施設、家庭裁判所、保護観察所、少年鑑別所、少年院及び都市公園を規定し、周囲200メートルの区域内での暴力団事務所開設及び運営を禁止するとともに、違反者には、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を科すものです。

##### (イ) 都市計画法に規定する区域内での暴力団事務所開設及び運営禁止

都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域での暴力団事務所開設及び運営を禁止すると

ともに、違反者に対する中止命令を可能にし、命令に違反した者には、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を科すものです。

イ 「暴力団事務所への青少年立ち入らせ禁止規定」の新設

暴力団員が活動拠点としている暴力団事務所に青少年を立ち入らせる行為を禁止するとともに、違反者に対する中止命令及び再発防止命令を可能にし、命令に違反した者には、罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）を科すものです。

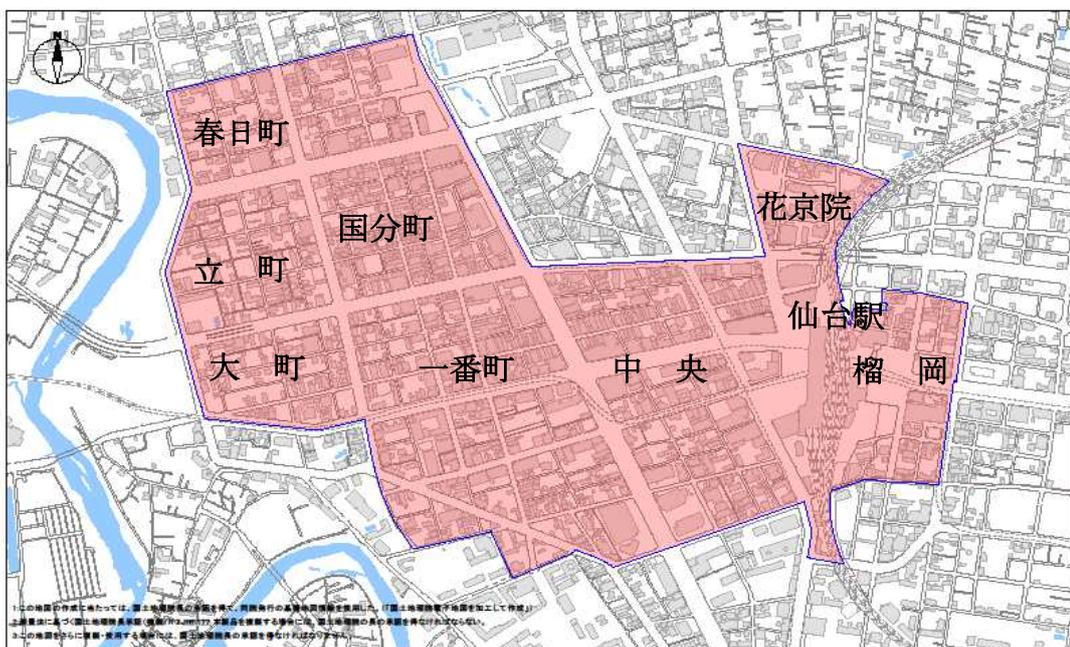
(3) 「暴力団排除特別強化地域における禁止行為規定」の新設

暴力団の主たる活動地域である下記「表①」記載の区分及び区域を暴力団排除特別強化地域とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）に規定する風俗営業等の下記「表②」記載の営業（特定営業）を営む者を特定営業者として、暴力団排除特別強化地域における特定営業者と暴力団員との下記「表③」記載の行為を禁止するとともに、違反した暴力団員及び特定営業者には、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を科すものです。

なお、積極的な申告を促すため、特定営業者には、自首減免規定を適用するものです。

表① 暴力団排除特別強化地域

区 分	区 域
仙台市青葉区	国分町一丁目、国分町二丁目、国分町三丁目、一番町一丁目、一番町二丁目、一番町三丁目、一番町四丁目、立町、春日町、大町一丁目、大町二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、花京院一丁目
仙台市宮城野区	榴岡一丁目、榴岡二丁目
その他公安委員会規則で定める地域	



表② 特定営業

法令の種類	営業の種類	主な業務形態
風適法第2条第1項	風俗営業	キャバクラ、クラブ、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等
風適法第2条第5項	性風俗関連特殊営業	ソープランド、ファッションヘルス、デリバリーヘルス等
風適法第2条第11項	特定遊興飲食店営業	ナイトクラブ等
風適法第2条第13項	接客業務受託営業	コンパニオン派遣業等
食品衛生法第55条第1項	飲食店営業	居酒屋、レストラン等
	風俗案内業	風俗案内所
	客引き、スカウト業	客引き、スカウト

※ 風俗案内業

風俗案内を行うための施設を設けて、風俗案内を行う営業

※ 客引き

道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業

- ・ 風俗営業等に関し、客引きをすること。
- ・ 風俗営業等に関し、人に呼び掛け、又はビラその他文書図画を配布し、提示して客を誘引すること。

※ スカウト

道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業

- ・ 風俗営業等の役務に従事するよう勧誘すること。
- ・ 写真又は映像の被写体となる役務であって、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。

表③ 禁止行為

暴力団員	特定営業者
用心棒の役務を提供すること	用心棒の役務の提供を受けること
用心棒料等の利益の供与を受けること	用心棒料等の利益を供与すること

(4) 「立入等の調査規定」の新設

都市計画法に規定する区域内での暴力団事務所開設及び運営禁止規定並びに暴力団事務所への青少年立ち入らせ禁止規定に違反する行為が行われた疑いがある場合における調査権限（建物への立入り、物件の検査、暴力団員への質問等）を規定するものです。

また、立入拒否、質問拒否又は虚偽答弁をした者には、罰則（20万円以下の罰金）を科すものです。

(5) 「公安委員会の事務の委任規定」の新設

都市計画法に規定する区域内での暴力団事務所開設及び運営禁止規定並びに暴

力団事務所への青少年立ち入らせ禁止規定による中止命令について、機動的かつ迅速に命令を行うため、公安委員会の事務を警察署長に委任するものです。

(6) 「罰則・両罰規定」の新設

暴力団事務所開設及び運営禁止規定、暴力団事務所への青少年立ち入らせ禁止規定、暴力団排除特別強化地域における禁止行為規定並びに立入等の調査規定について、その実効性を期すため、違反者に対する罰則を科すものです。

暴力団排除特別強化地域における禁止行為規定に違反した特定営業者に対しては、積極的な申告を促すため、自首減免規定を適用するものです。

また、法人の代表者、人の代理人等がその法人又は人の業務に関し、違反行為を行った場合、行為者を罰するほか、法人又は人にも罰金刑を科す両罰規定とするものです。

**3 改正条例の施行期日**

令和5年7月1日予定